



愛知労働局発表
 (厚生労働省同日発表)
 平成27年11月27日(金)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課
 課長 松浦 克己
 課長補佐(高齢・障害担当) 神野 智恵子
 地方障害者雇用担当官 奥村 孝治
 (電話) 052-219-5507

報道関係者 各位

愛知県の平成27年6月1日現在の障害者雇用状況について ～民間企業の精神障害者の雇用者は対前年比31.7%増～

愛知労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける平成27年の障害者雇用状況を集計しその結果を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合(民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき本年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

障害者雇用状況報告の集計結果のポイント

【民間企業】(法定雇用率2.0%)

- ※ 実雇用率は1.81%、対前年比0.07ポイント増加した。
 - ・基礎労働者数1,537,157.5人、対前年比2.0%(29,908.5人)増加
 - ・雇用障害者数27,892.5人、対前年比6.3%(1,649.0人)増加
 - ・全国平均実雇用率1.88%、対前年比0.06ポイント増加
- ※ 法定雇用率達成企業の割合は45.4%、対前年比3.5ポイント増加した。
 - ・対象企業(50人以上規模)数5,544社、対前年比1.8%(100社)増加
 - ・達成企業数2,515社、対前年比10.4%(236社)増加
 - ・全国平均法定雇用率達成企業の割合47.2%、対前年比2.5ポイント増加
- ※ 実雇用率、法定雇用率達成企業割合のいずれも過去最高を更新した。

【公的機関】**〈県・市町村等〉(法定雇用率2.3%)**

- ※ 実雇用率は2.43%、対前年比0.04ポイント増加した。
 - ・基礎職員数70,533.0人、対前年比0.9%(648.5人)増加
 - ・雇用障害者数1,710.5人、対前年比2.5%(41.5人)増加
 - ・全国平均実雇用率2.45%、対前年比0.03ポイント増加

〈県教育委員会等〉(法定雇用率2.2%)

- ※ 実雇用率は2.23%、対前年比0.03ポイント増加した。
 - ・基礎職員数40,468.5人、対前年比0.4%(178.5人)増加
 - ・雇用障害者数904.0人、対前年比2.1%(19.0人)増加
 - ・全国平均実雇用率2.15%、対前年比0.06ポイント増加

【特殊法人等】(法定雇用率2.3%)

- ※ 実雇用率は2.27%、対前年比0.17ポイント減少した。
 - ・基礎労働者数9,194.0人、対前年比1.9%(167.5人)増加
 - ・雇用障害者数208.5人、対前年比5.2%(11.5人)減少
 - ・全国平均実雇用率2.32%、対前年比0.02ポイント増加

1 民間企業(常用労働者 50 人以上規模の企業)の雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・雇用障害者数は、前年より 1,649.0 人増え、前年比 6.3%増（内訳：身体障害者 691.0 人：3.6%増、知的障害者 463.0 人：8.7%増、精神障害者 495.0 人：31.7%増）、の 27,892.5 人で昨年に引き続き過去最高となった。
- ・雇用障害者のうち、身体障害者 20,025.5 人（雇用障害者に占める割合 71.8%）、知的障害者 5,811.5 人（同 20.8%）、精神障害者 2,055.5 人（同 7.4%）であった。
- ・実雇用率は 1.81%（前年は 1.74%）、法定雇用率達成企業の割合は 45.4%（前年は 41.9%）であった。

（注）「障害者の数」は重度身体（知的）障害者 1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者（重度以外）1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしている。

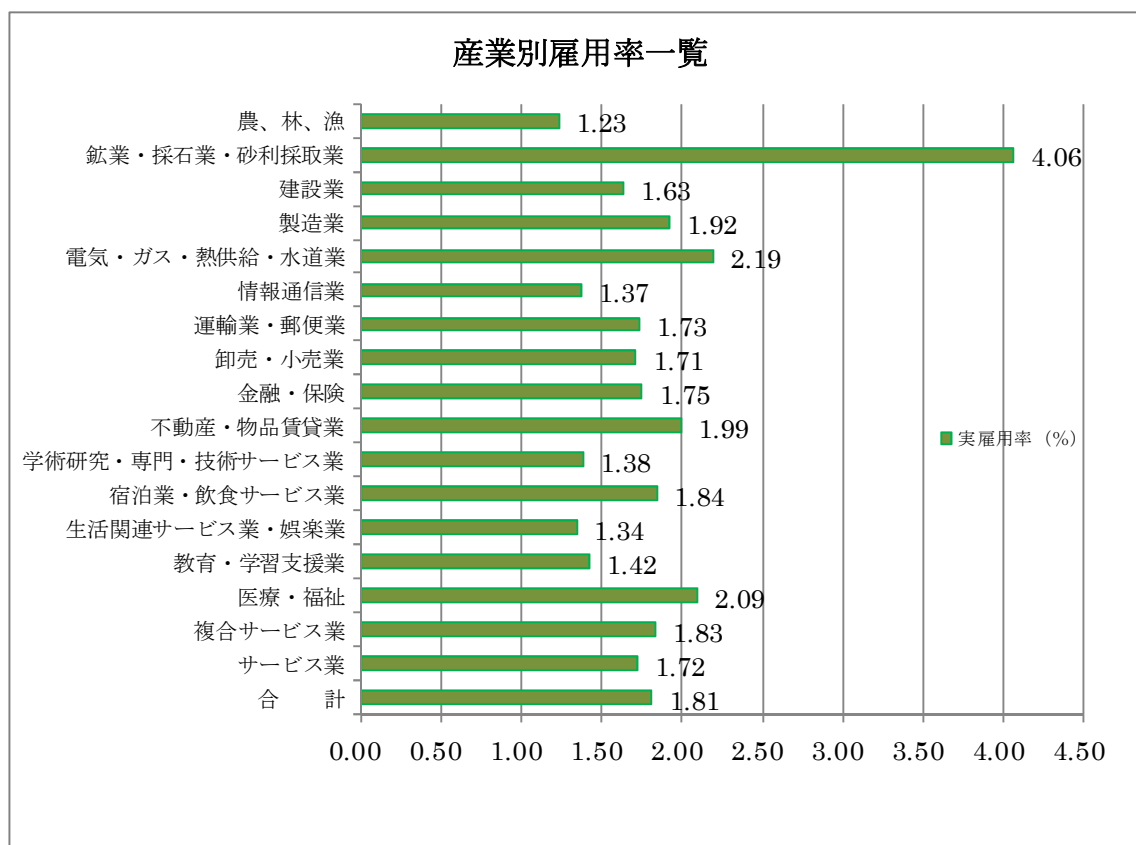
〔P6～7・11 参照〕

(2) 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、報告対象となる企業数では最も多い規模区分である 50～100 人未満規模の実雇用率が最も低く（1.32%）、次いで 100～300 人未満規模（1.58%）となっており、依然として中小企業において障害者雇用が進んでいない現状にある。

〔P8・12 参照〕

(3) 産業別の状況



・雇用されている障害者数は、「農、林、漁業」が 8.0 人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 10.0 人、「建設業」が 554.0 人、「製造業」が 12,619.5 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 546.0 人、「情報通信業」が 572.0 人、「運輸業、郵便業」が 1,762.0 人、「卸売業、小売業」が 4,480.5 人、「金融業、保険業」が 442.5 人、「不動産業、物品賃貸業」が 701.0 人、「学術研究、専門・技術サービス業」が 422.0 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 850.5 人、「生活関連サービス業、娯楽業」が 415.5 人、「教育・学習支援業」が 381.0 人、「医療・福祉」が 2,165.0 人、「複合サービス事業」が 267.0 人、「その他のサービス業」が 1,696.0 人であった。

・産業別の実雇用率では、「鉱業・採石業・砂利採取業」(4.06%)「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.19%)「医療・福祉」(2.09%)の3業種が、法定雇用率以上となっている。
・加えて、「製造業」(1.92%)、「不動産業・物品賃貸業」(1.99%)「宿泊業・飲食サービス業」(1.84%)「複合サービス事業」(1.83%)の4業種は、民間企業全体の実雇用率 1.81%を上回っている。

[P13~16 参照]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

・平成 27 年の法定雇用率未達成企業は 3,029 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業(1 人不足企業)が、1,950 社の 64.4%と過半数を占めている。
また、障害者を 1 人も雇用していない企業は 1,781 社(0 人雇用企業)で、未達成企業に占める割合は、58.8%となっている。

[P17 参照]

・法定雇用率達成企業割合については、昨年より 1,000 人以上 5.6%、500~1,000 人未満 9.1%、100~300 人未満 6.1%と 5%以上の上昇となっている。

[P8・12 参照]

2 県・市町村等における雇用状況

(1) 県・市町村及び公的機関(法定雇用率 2.3%適用)

県・市町村及び公的機関に在職している障害者の数は 1,710.5 人、実雇用率は 2.43%であった。

[P6・18~19・22~23 参照]

(2) 法定雇用率 2.2%が適用される県教育委員会等

これらの教育委員会に在職している障害者の数は 904.0 人、実雇用率は 2.23%であった。

[P6・20・23(3)参照]

(3) 特殊法人等(法定雇用率 2.3%適用)

特殊法人、独立行政法人及び大学法人に雇用されている障害者の数は 208.5 人、実雇用率は 2.27%であった。

[P6・21 参照]

3 愛知労働局における障害者雇用対策の取組み

(1) 障害者就職面接会の開催

- ・一般求職者対象（年4回のうち、2回は実施済）
 - 三河地区：平成27年9月3日（木）開催（会場：刈谷市産業振興センター、参加企業・求職者：45社・156人）
 - 名古屋・尾張地区：平成27年9月16日（水）開催（会場：愛知県体育館、参加企業・求職者：172社・598人）
 - 三河地区：平成28年2月4日（木）開催予定（会場：ホテルソシア豊橋）
 - 名古屋・尾張地区：平成28年2月24日（水）開催予定（会場：愛知県体育館）
- ・大学生等学卒者対象（年1回開催）平成27年11月17日開催（会場：名古屋国際会議場、参加企業・求職者：121社・71人）

(2) 障害者雇用促進トップセミナーの開催

平成28年1月15日（金）開催予定（会場：中区役所ホール）

(3) 主要経済4団体に対する障害者雇用要請（平成27年12月予定）

(4) 障害者福祉施設・特別支援学校等を対象とした事業の実施

- ・就労支援セミナーの実施
- ・事業所見学会の開催
- ・障害者就労アドバイザーを活用したアドバイスの実施
- ・職場実習の推進
- ・職場実習受け入れのための事業所面談会の開催（特別支援学校生徒対象）

(5) 雇用・福祉・教育・医療等の連携による障害者の自立支援

福祉施設等を利用している障害者、特別支援学校卒業（予定）者の一般就労移行を促進するため、ハローワークが中心となり、労働・福祉・医療・保健・教育等の分野の支援関係者による「障害者就労支援チーム」を設置し、障害者の就職に向けた準備から職場定着までの一連の個別支援を実施していく。

(6) 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携した就労支援

障害者の就業面と生活面を一体的かつ総合的に支援する障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターと連携協力し、障害者の就職・就労支援を推進する。

(7) 愛知県との連携

労働局において、平成26年度に愛知県及び経済団体と「労働関係連絡会議・障害者雇用対策強化部会」を立ち上げ、各機関が役割と責任を持ち各施策に取り組むこととし、このうち、労働局の役割分担として、障害者雇用の実績があり、かつ、100人以上規模企業で障害者雇用不足数の少ない企業及び障害者雇用不足数5人以上を抱える企業に対して重点的に指導を行い、愛知県の役割分担として、500人以上規模企業の障害者雇用不足数1.5人～4人の企業を対象に雇用要請等を行うこととし、さらに達成企業に対しても更なる雇用要請を行っている。

平成 27 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況 <目次>

<総括表>

- 1 民間企業における雇用状況
民間企業(法定雇用率 2.0%) P6
- 2 地方公共団体における任用状況
 - (1) 愛知県、及び市町村等の機関 P6
 - (2) 法定雇用率 2.2%が適用される都道府県等の教育委員会 P6
 - (3) 特殊法人等 P6

<詳細表>

- 1 民間企業における雇用状況
 - (1) 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ) P7
 - (2) 企業規模別状況(グラフ) P8
 - (3) 法定雇用率とは P9
 - (4) 障害者雇用率達成指導の流れ P10
 - (5) 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.0%)(詳細表) P11~16
 - (6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 P17
- 2 公的機関における任免状況
 - (1) 愛知県及び関係機関(法定雇用率 2.3%)概況・障害種別在職状況 P18
 - (2) 市町村及び関係機関(法定雇用率 2.3%)概況・障害種別在職状況 P19
 - (3) 県教育委員会等(法定雇用率 2.2%)概況・障害種別在職状況 P20
 - (4) 特殊法人等(法定雇用率 2.3%)概況・障害種別在職状況 P21
 - (5) 各公的機関の状況(詳細表) P22~24
- 3 雇用状況の推移(愛知県・全国)
民間企業における障害者雇用状況の推移 P25

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	1,537,157.5 人 (1,507,249.0 人)	27,892.5 人 (26,243.5 人)	1.81 % (1.74 %)	2,515 / 5,544 (2,279 / 5,444)	45.4 % (41.9 %)

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	70,533.0 人 (69,884.5 人)	1,710.5 人 (1,669.0 人)	2.43 % (2.39 %)	72 / 84 (67 / 85)	85.7 % (78.8 %)
愛知県 (知事部局、及びその他の県機関の合計)	11,973.0 人 (11,777.0 人)	314.5 人 (313.5 人)	2.63 % (2.66 %)	6 / 6 (6 / 6)	100.0 % (100.0 %)
市町村	50,775.0 人 (50,138.0 人)	1,203.0 人 (1,162.0 人)	2.37 % (2.32 %)	46 / 54 (40 / 54)	85.2 % (74.1 %)
その他の市町村機関	7,785.0 人 (7,969.5 人)	193.0 人 (193.5 人)	2.48 % (2.43 %)	20 / 24 (21 / 25)	83.3 % (84.0 %)

(2) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	40,468.5 人 (40,290.0 人)	904.0 人 (885.0 人)	2.23 % (2.20 %)	2 / 2 (1 / 2)	100.0 % (50.0 %)

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	9,194.0 人 (9,026.5 人)	208.5 人 (220.0 人)	2.27 % (2.44 %)	7 / 11 (10 / 11)	63.6 % (90.9 %)
特殊法人	1,234.0 人 (1,232.5 人)	25.0 人 (31.0 人)	2.03 % (2.52 %)	3 / 5 (5 / 5)	60.0 % (100.0 %)
大学法人 (国立・公立)	7,960.0 人 (7,794.0 人)	183.5 人 (189.0 人)	2.31 % (2.42 %)	4 / 6 (5 / 6)	66.7 % (83.3 %)

注1: 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

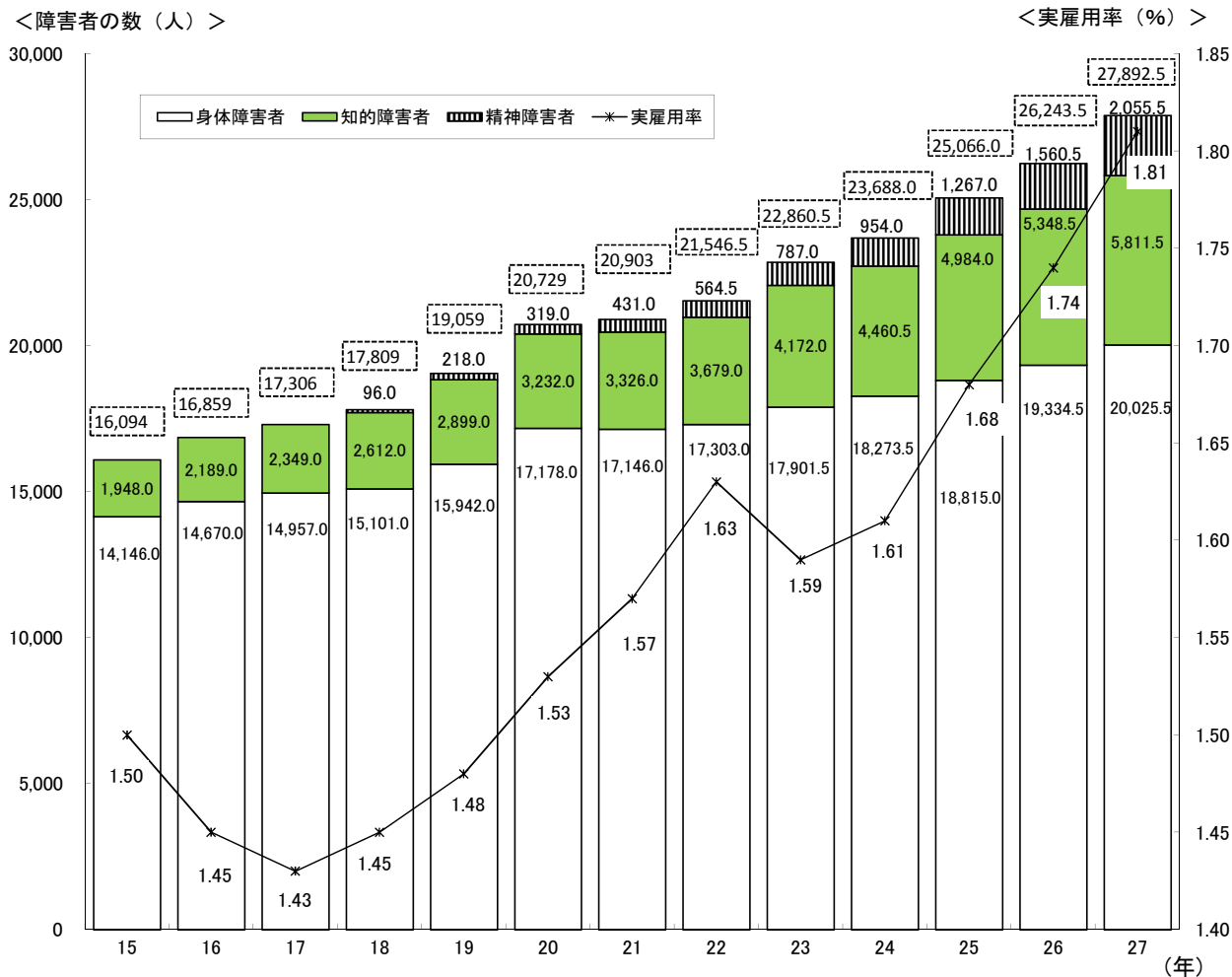
注4: 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: ()内は、平成26年6月1日現在の数値である。

注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第2号の「国立大学法人」、同表第10号の「地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社」等を指す。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

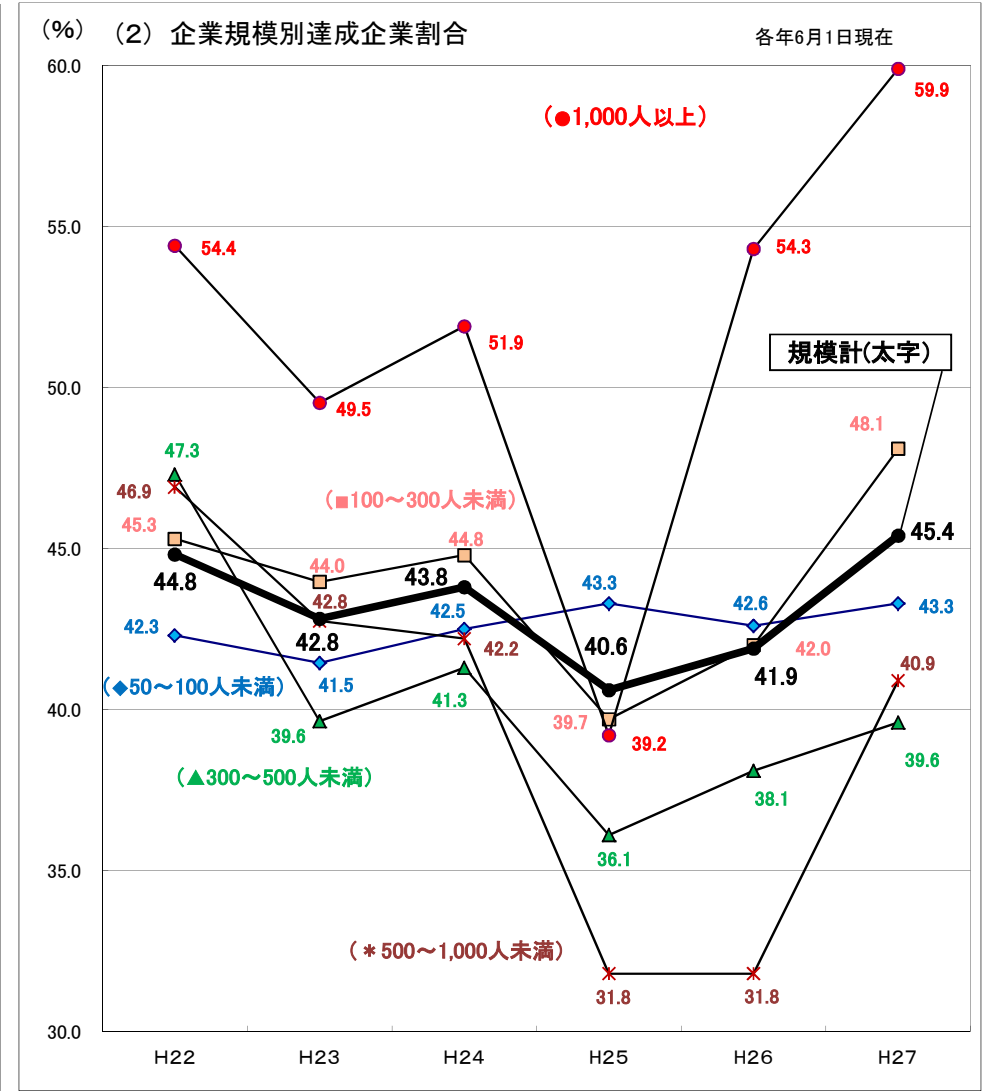
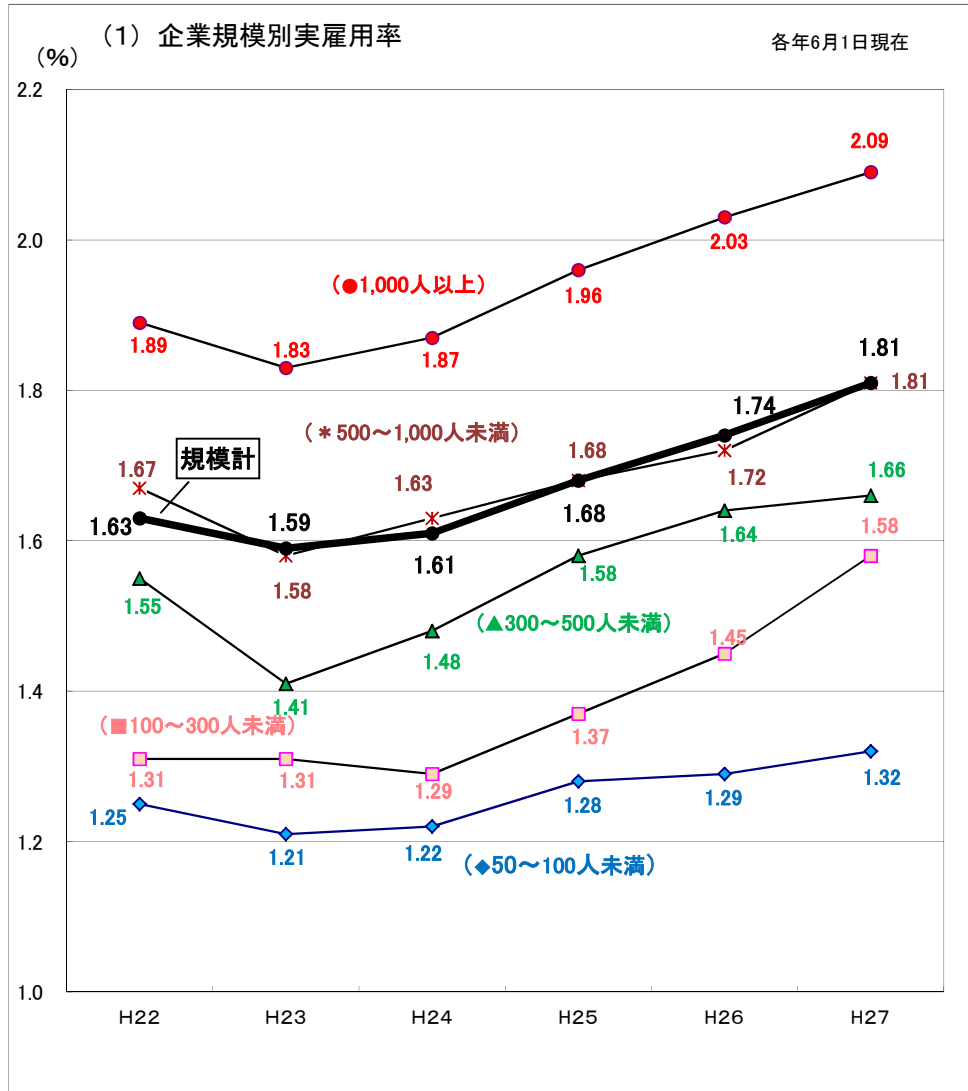
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成25年4月1日に1.8%（56人以上規模の企業）から2.0%（50人以上規模の企業）に改定されています。

企業規模別状況（グラフ）



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.0%
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …………… 2.3%
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.2%
(45.5人以上規模の機関)
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

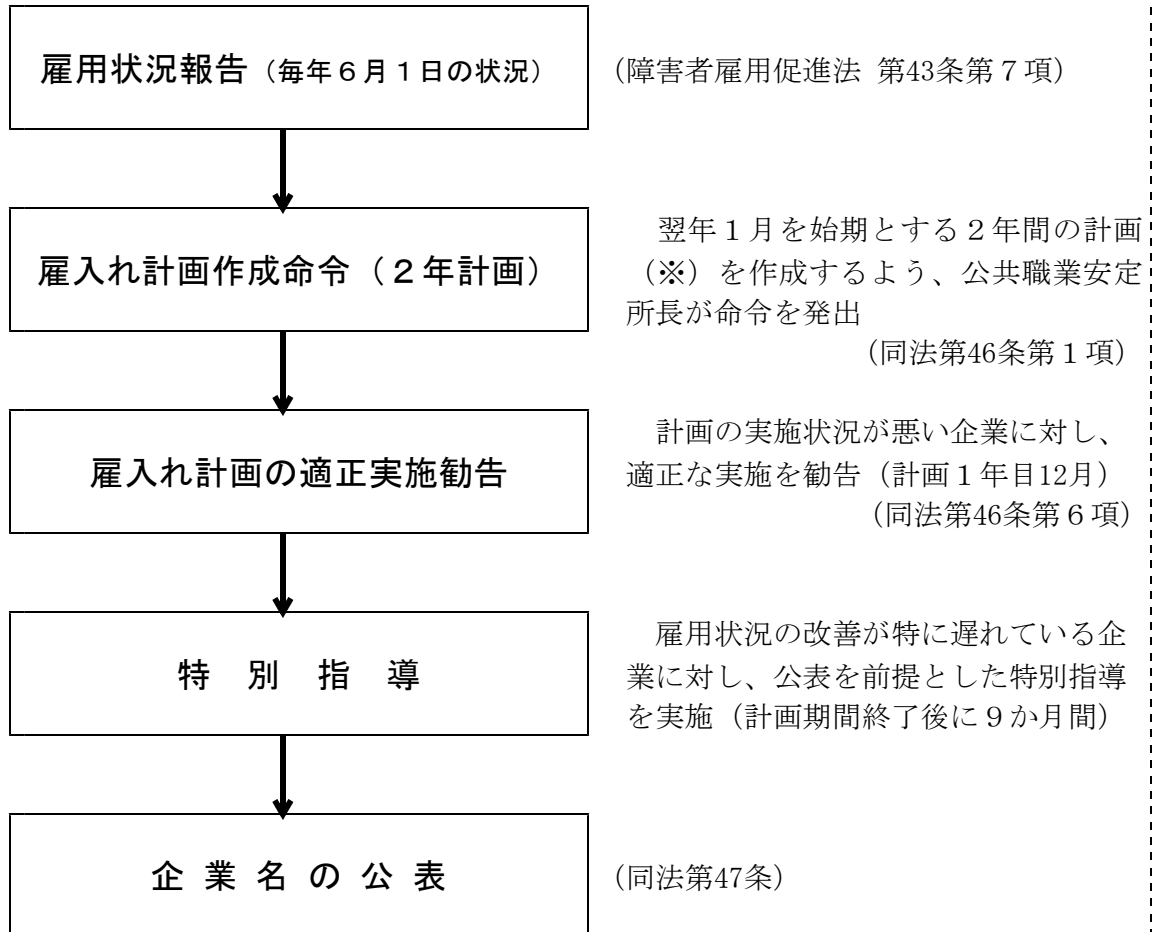
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定となり、それぞれ一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等・国・地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となった。

※ 平成30年4月1日から法定雇用率算定基礎の対象に精神障害者が追加される。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人又は4人であり、雇用障害者数が0人（実雇用率が0%）」の場合

○ 企業名の公表 平成4年1社、平成19年1社、平成26年1社

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者の短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	5,544 (5,444)	1,537,157.5 (1,507,249.0)	6,306 (6,078)	713 (631)	13,546 (12,555)	2,043 (1,803)	27,892.5 (26,243.5)	2,730.0 (2,413.5)	1.81 (1.74)	2,515 (2,279)	45.4 (41.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	27,892.5 (26,243.5)	5,489 (5,310)	533 (443)	8,080 (7,878)	869 (787)	20,025.5 (19,334.5)	1,559.5 (1,372.5)	817 (768)	180 (188)	3,690 (3,352)	615 (545)	5,811.5 (5,348.5)	640.0 (656.0)	1,776 (1,325)	559 (471)	2,055.5 (1,560.5)	530.5 (385.0)

[1 (1) ①表の注]

- 注1： ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2： ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3： A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4： F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5： () 内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1 (1) ②表の注]

- 注1： ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2： ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3： ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4： ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5： ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6： () 内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 5,544 (5,444)	人 1,537,157.5 (1,507,249.0)	人 6,306 (6,078)	人 713 (631)	人 13,546 (12,555)	人 2,043 (1,803)	人 27,892.5 (26,243.5)	人 2,730.0 (2,413.5)	% 1.81 (1.74)	企業 2,515 (2,279)	% 45.4 (41.9)
50～100未満	企業 2,506 (2,426)	人 175,634.5 (169,491.5)	人 462 (429)	人 66 (57)	人 1,240 (1,190)	人 187 (164)	人 2,323.5 (2,187.0)	人 188.5 (162.5)	% 1.32 (1.29)	企業 1,085 (1,033)	% 43.3 (42.6)
100～300未満	企業 2,104 (2,097)	人 330,167.0 (328,450.0)	人 969 (897)	人 195 (179)	人 2,771 (2,508)	人 596 (535)	人 5,202.0 (4,748.5)	人 633.5 (548.0)	% 1.58 (1.45)	企業 1,013 (880)	% 48.1 (42.0)
300～500未満	企業 419 (415)	人 150,688.5 (149,679.0)	人 490 (502)	人 79 (64)	人 1,337 (1,286)	人 196 (189)	人 2,494.0 (2,448.5)	人 264.5 (264.5)	% 1.66 (1.64)	企業 166 (158)	% 39.6 (38.1)
500～1,000未満	企業 303 (296)	人 198,321.5 (193,118.0)	人 783 (743)	人 131 (110)	人 1,758 (1,605)	人 285 (241)	人 3,597.5 (3,321.5)	人 403.0 (402.0)	% 1.81 (1.72)	企業 124 (94)	% 40.9 (31.8)
1,000以上	企業 212 (210)	人 682,346.0 (666,510.5)	人 3,602 (3,507)	人 242 (221)	人 6,440 (5,966)	人 779 (674)	人 14,275.5 (13,538.0)	人 1,240.5 (1,036.5)	% 2.09 (2.03)	企業 127 (114)	% 59.9 (54.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	27,892.5 (26,243.5)	5,489 (5,310)	533 (443)	8,080 (7,878)	869 (787)	20,025.5 (19,334.5)	1,559.5 (1,372.5)	817 (768)	180 (188)	3,690 (3,352)	615 (545)	5,811.5 (5,348.5)	640.0 (656.0)	1,776 (1,325)	559 (471)	2,055.5 (1,560.5)	530.5 (385.0)
50～100未満	2,323.5 (2,187.0)	339 (323)	45 (39)	769 (757)	98 (91)	1,541.0 (1,487.5)		123 (106)	21 (18)	383 (356)	61 (55)	680.5 (613.5)		88 (77)	28 (18)	102.0 (86.0)	
100～300未満	5,202.0 (4,748.5)	818 (753)	144 (125)	1,713 (1,639)	247 (223)	3,616.5 (3,381.5)		151 (144)	51 (54)	671 (600)	166 (145)	1,107.0 (1,014.5)		387 (269)	183 (167)	478.5 (352.5)	
300～500未満	2,494.0 (2,448.5)	448 (457)	64 (46)	855 (859)	89 (105)	1,859.5 (1,871.5)		42 (45)	15 (18)	284 (272)	58 (46)	412.0 (403.0)		198 (155)	49 (38)	222.5 (174.0)	
500～1,000未満	3,597.5 (3,321.5)	691 (648)	90 (72)	1,036 (993)	136 (110)	2,576.0 (2,416.0)		92 (95)	41 (38)	425 (386)	83 (76)	691.5 (652.0)		297 (226)	66 (55)	330.0 (253.5)	
1,000以上	14,275.5 (13,538.0)	3,193 (3,129)	190 (161)	3,707 (3,630)	299 (258)	10,432.5 (10,178.0)		409 (378)	52 (60)	1,927 (1,738)	247 (223)	2,920.5 (2,665.5)		806 (598)	233 (193)	922.5 (694.5)	

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 5,544 (5,444)	人 1,537,157.5 (1,507,249.0)	人 6,306 (6,078)	人 713 (631)	人 13,546 (12,555)	人 2,043 (1,803)	人 27,892.5 (26,243.5)	人 2,730.0 (2,413.5)	% 1.81 (1.74)	企業 2,515 (2,279)	% 45.4 (41.9)
農、林、漁業	6 (6)	652.5 (614.0)	1 (1)	0 (1)	6 (4)	0 (0)	8.0 (7.0)	2.0 (0.0)	1.23 (1.14)	3 (2)	50.0 (33.3)
鉱業・採石業・砂利採取業	4 (2)	246.5 (138.5)	3 (2)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	10.0 (6.0)	1.0 (0.0)	4.06 (4.33)	4 (2)	100.0 (100.0)
建設業	178 (176)	34,088.5 (33,592.0)	118 (114)	14 (13)	296 (279)	16 (15)	554.0 (527.5)	43.0 (57.5)	1.63 (1.57)	87 (79)	48.9 (44.9)
製造業	1,918 (1,896)	658,673.0 (649,116.0)	3,185 (3,100)	104 (99)	5,988 (5,729)	315 (266)	12,619.5 (12,161.0)	853.0 (754.5)	1.92 (1.87)	995 (925)	51.9 (48.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (11)	24,880.0 (23,954.5)	139 (121)	9 (7)	255 (239)	8 (6)	546.0 (491.0)	54.5 (30.5)	2.19 (2.05)	6 (5)	60.0 (45.5)
情報通信業	182 (171)	41,873.5 (39,129.0)	139 (124)	7 (6)	280 (264)	14 (10)	572.0 (523.0)	52.5 (65.0)	1.37 (1.34)	44 (41)	24.2 (24.0)
運輸業、郵便業	497 (484)	102,040.5 (99,017.5)	328 (309)	41 (27)	991 (929)	148 (152)	1,762.0 (1,650.0)	135.5 (136.0)	1.73 (1.67)	254 (227)	51.1 (46.9)
卸売・小売業	872 (867)	262,528.5 (262,450.5)	928 (941)	203 (170)	2,175 (2,050)	493 (412)	4,480.5 (4,308.0)	424.0 (472.0)	1.71 (1.64)	306 (287)	35.1 (33.1)
金融・保険	46 (47)	25,309.5 (27,933.0)	104 (115)	12 (9)	216 (232)	13 (14)	442.5 (478.0)	49.5 (52.0)	1.75 (1.71)	20 (19)	43.5 (40.4)
不動産業 物品賃貸業	85 (79)	35,165.0 (27,337.5)	101 (75)	15 (10)	419 (230)	130 (144)	701.0 (462.0)	173.0 (110.0)	1.99 (1.69)	35 (29)	41.2 (36.7)
学術研究、専門・技術サービス業	158 (159)	30,664.0 (32,192.5)	101 (118)	9 (8)	201 (204)	20 (19)	422.0 (457.5)	30.0 (32.0)	1.38 (1.42)	42 (46)	26.6 (28.9)
宿泊業・飲食サービス業	143 (130)	46,336.5 (43,230.0)	155 (129)	50 (58)	411 (340)	159 (118)	850.5 (715.0)	138.5 (109.5)	1.84 (1.65)	60 (48)	42.0 (36.9)
生活関連サービス業・娯楽業	199 (200)	31,118.0 (30,233.5)	65 (69)	28 (15)	218 (199)	79 (66)	415.5 (385.0)	54.0 (41.0)	1.34 (1.27)	69 (57)	34.7 (28.5)
教育 学習支援業	104 (101)	26,761.5 (25,492.5)	106 (90)	11 (7)	148 (154)	20 (17)	381.0 (349.5)	51.0 (36.0)	1.42 (1.37)	35 (31)	33.7 (30.7)
医療・福祉	578 (554)	103,505.5 (99,312.0)	426 (391)	145 (128)	949 (844)	438 (399)	2,165.0 (1,953.5)	377.5 (334.5)	2.09 (1.97)	316 (274)	54.7 (49.5)
複合サービス事業	37 (38)	14,603.0 (14,694.5)	61 (62)	7 (6)	129 (111)	18 (15)	267.0 (248.5)	46.0 (15.5)	1.83 (1.69)	15 (14)	40.5 (36.8)
その他のサービス業	527 (523)	98,711.5 (98,811.5)	346 (317)	58 (67)	860 (745)	172 (150)	1,696.0 (1,521.0)	245.0 (167.5)	1.72 (1.54)	224 (193)	42.5 (36.9)

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a.	b.	c.	d.	e.	f.	a.	b.	c.	d.	e.	f.	c.	d.	e.	f.
		重度身体障害者	重度身体障害者である短時間労働者	重度以外の身体障害者	重度以外の身体障害者である短時間労働者	計 a×2+b+c+d×0.5	うち新規雇用分	重度知的障害者	重度知的障害者である短時間労働者	重度以外の知的障害者	重度以外の知的障害者である短時間労働者	計 a×2+b+c+d×0.5	うち新規雇用分	精神障害者	精神障害者である短時間労働者	計 c+d×0.5	うち新規雇用分
産業計	27,892.5 (26,243.5)	5,489 (5,310)	533 (443)	8,080 (7,878)	869 (787)	20,025.5 (19,334.5)	1,559.5 (1,372.5)	817 (768)	180 (188)	3,690 (3,352)	615 (545)	5,811.5 (5,348.5)	640.0 (656.0)	1,776 (1,325)	559 (471)	2,055.5 (1,560.5)	530.5 (385.0)
農、林、漁業	8.0 (7.0)	1 (1)	0 (1)	2 (1)	0 (0)	4.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
鉱業・採石業 ・砂利採取業	10.0 (6.0)	3 (2)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	10.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	554.0 (527.5)	117 (113)	14 (13)	238 (233)	12 (12)	492.0 (478.0)		1 (1)	0 (0)	14 (12)	0 (0)	16.0 (14.0)		44 (34)	4 (3)	46.0 (35.5)	
製造業	12,619.5 (12,161.0)	2,926 (2,843)	76 (70)	3,521 (3,499)	178 (164)	9,538.0 (9,337.0)		259 (257)	28 (29)	1,878 (1,759)	88 (66)	2,468.0 (2,335.0)		589 (471)	49 (36)	613.5 (489.0)	
電気・ガス・熱 供給・水道業	546.0 (491.0)	131 (115)	9 (7)	203 (190)	4 (3)	476.0 (428.5)		8 (6)	0 (0)	32 (32)	1 (0)	48.5 (44.0)		20 (17)	3 (3)	21.5 (18.5)	
情報通信業	572.0 (523.0)	138 (123)	7 (5)	207 (205)	7 (4)	493.5 (458.0)		1 (1)	0 (1)	3 (1)	2 (0)	6.0 (4.0)		70 (58)	5 (6)	72.5 (61.0)	
運輸業・郵便業	1,762.0 (1,650.0)	308 (288)	33 (20)	688 (695)	82 (82)	1,378.0 (1,332.0)		20 (21)	8 (7)	187 (152)	39 (39)	254.5 (220.5)		116 (82)	27 (31)	129.5 (97.5)	
卸売・小売業	4,480.5 (4,308.0)	692 (712)	146 (116)	1,170 (1,135)	176 (158)	2,788.0 (2,754.0)		236 (229)	57 (54)	686 (650)	163 (133)	1,296.5 (1,228.5)		319 (265)	154 (121)	396.0 (325.5)	
金融・保険	442.5 (478.0)	103 (115)	12 (9)	183 (203)	8 (10)	405.0 (447.0)		1 (0)	0 (0)	4 (5)	1 (0)	6.5 (5.0)		29 (24)	4 (4)	31.0 (26.0)	
不動産業・ 物品賃貸業	701.0 (462.0)	91 (64)	13 (8)	143 (98)	24 (22)	350.0 (245.0)		10 (11)	2 (2)	143 (85)	46 (70)	188.0 (144.0)		133 (47)	60 (52)	163.0 (73.0)	
学術研究・専門 ・技術サービス 業	422.0 (457.5)	101 (118)	8 (8)	153 (160)	13 (13)	369.5 (410.5)		0 (0)	1 (0)	1 (4)	1 (2)	2.5 (5.0)		47 (40)	6 (4)	50.0 (42.0)	
宿泊業・飲食店	850.5 (715.0)	96 (77)	29 (21)	164 (140)	63 (42)	416.5 (336.0)		59 (52)	21 (37)	177 (152)	61 (48)	346.5 (317.0)		70 (48)	35 (28)	87.5 (62.0)	
生活関連サー ビス業・娯楽業	415.5 (385.0)	43 (48)	22 (12)	108 (103)	38 (32)	235.0 (227.0)		22 (21)	6 (3)	79 (72)	18 (23)	138.0 (128.5)		31 (24)	23 (11)	42.5 (29.5)	
教育・学習支援業	381.0 (349.5)	102 (87)	11 (7)	119 (126)	11 (12)	339.5 (313.0)		4 (3)	0 (0)	8 (10)	3 (3)	17.5 (17.5)		21 (18)	6 (2)	24.0 (19.0)	
医療・福祉	2,165.0 (1,953.5)	332 (305)	96 (81)	543 (502)	129 (120)	1,367.5 (1,253.0)		94 (86)	49 (47)	270 (249)	154 (127)	584.0 (531.5)		136 (93)	155 (152)	213.5 (169.0)	
複合サービス事業	267.0 (248.5)	46 (47)	5 (5)	65 (52)	10 (8)	167.0 (155.0)		15 (15)	2 (1)	38 (39)	4 (2)	72.0 (71.0)		26 (20)	4 (5)	28.0 (22.5)	
その他の サービス業	1,696.0 (1,521.0)	259 (252)	52 (60)	569 (534)	114 (105)	1,196.0 (1,150.5)		87 (65)	6 (7)	167 (127)	34 (32)	364.0 (280.0)		124 (84)	24 (13)	136.0 (90.5)	

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である 短時間労働 者	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者並 びに、精神障 害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 1,918 (1,896)	人 658,673.0 (649,116.0)	人 3,185 (3,100)	人 104 (99)	人 5,988 (5,729)	人 315 (266)	人 12,619.5 (12,161.0)	人 853.0 (754.5)	% 1.92 (1.87)	企業 995 (925)	% 51.9 (48.8)
食料品・たばこ	企業 199 (210)	人 48,554.5 (50,796.5)	人 139 (145)	人 30 (31)	人 597 (593)	人 105 (83)	人 957.5 (955.5)	人 102.5 (106.5)	% 1.97 (1.88)	企業 119 (112)	% 59.8 (53.3)
繊維・衣服	68 (69)	9,257.5 (9,485.0)	19 (19)	5 (2)	116 (100)	9 (9)	163.5 (144.5)	20.5 (13.5)	1.77 (1.52)	43 (35)	63.2 (50.7)
木材・家具	42 (35)	9,192.5 (4,623.5)	45 (19)	4 (1)	83 (47)	1 (1)	177.5 (86.5)	4.0 (6.0)	1.93 (1.87)	26 (22)	61.9 (62.9)
パルプ・紙・印刷	108 (109)	18,003.0 (18,227.0)	59 (61)	6 (7)	163 (156)	11 (13)	292.5 (291.5)	16.5 (18.0)	1.62 (1.60)	55 (50)	50.9 (45.9)
化学工業	192 (173)	34,638.5 (32,606.0)	128 (117)	10 (7)	297 (274)	25 (23)	575.5 (526.5)	53.0 (24.0)	1.66 (1.61)	96 (84)	50.0 (48.6)
窯業・土石	68 (72)	18,632.0 (25,575.5)	92 (120)	3 (4)	158 (213)	15 (14)	352.5 (464.0)	18.0 (21.5)	1.89 (1.81)	38 (38)	55.9 (52.8)
鉄鋼	59 (60)	10,720.0 (13,911.5)	42 (57)	0 (5)	112 (135)	4 (2)	198.0 (255.0)	11.5 (14.0)	1.85 (1.83)	28 (28)	47.5 (46.7)
非鉄金属	35 (39)	3,977.0 (4,345.5)	20 (20)	1 (1)	54 (52)	5 (5)	97.5 (95.5)	6.0 (5.0)	2.45 (2.20)	22 (17)	62.9 (43.6)
金属製品	180 (173)	24,246.0 (23,179.0)	62 (59)	4 (3)	277 (245)	9 (12)	409.5 (372.0)	34.5 (14.5)	1.69 (1.60)	89 (90)	49.4 (52.0)
電気機械	123 (124)	83,406.0 (76,107.0)	528 (500)	7 (5)	533 (472)	20 (12)	1,606.0 (1,483.0)	68.5 (50.0)	1.93 (1.95)	57 (54)	46.3 (43.5)
その他機械	682 (661)	365,837.5 (356,512.5)	1,951 (1,885)	29 (31)	3,258 (3,099)	98 (74)	7,238.0 (6,937.0)	471.0 (429.5)	1.98 (1.95)	342 (318)	50.1 (48.1)
その他	162 (171)	32,208.5 (33,747.0)	100 (98)	5 (2)	340 (343)	13 (18)	551.5 (550.0)	47.0 (52.0)	1.71 (1.63)	80 (77)	49.4 (45.0)

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	12,619.5 (12,161.0)	2,926 (2,843)	76 (70)	3,521 (3,499)	178 (164)	9,538.0 (9,337.0)	259 (257)	28 (29)	1,878 (1,759)	88 (66)	2,468.0 (2,335.0)	589 (471)	49 (36)	613.5 (489.0)
食料品・たばこ	957.5 (955.5)	89 (92)	19 (17)	203 (212)	44 (42)	422.0 (434.0)	50 (53)	11 (14)	352 (345)	46 (30)	486.0 (480.0)	42 (36)	15 (11)	49.5 (41.5)
繊維・衣服	163.5 (144.5)	15 (15)	4 (1)	75 (69)	4 (4)	111.0 (102.0)	4 (4)	1 (1)	31 (23)	3 (3)	41.5 (33.5)	10 (8)	2 (2)	11.0 (9.0)
木材・家具	177.5 (86.5)	42 (16)	4 (1)	58 (33)	1 (1)	146.5 (66.5)	3 (3)	0 (0)	17 (12)	0 (0)	23.0 (18.0)	8 (2)	0 (0)	8.0 (2.0)
パルプ・紙・印刷	292.5 (291.5)	51 (54)	3 (5)	90 (92)	8 (9)	199.0 (209.5)	8 (7)	3 (2)	52 (50)	1 (1)	71.5 (66.5)	21 (14)	2 (3)	22.0 (15.5)
化学工業	575.5 (526.5)	108 (101)	5 (4)	179 (171)	15 (12)	407.5 (383.0)	20 (16)	5 (3)	82 (79)	8 (7)	131.0 (117.5)	36 (24)	2 (4)	37.0 (26.0)
窯業・土石	352.5 (464.0)	85 (114)	3 (3)	109 (142)	7 (9)	285.5 (377.5)	7 (6)	0 (1)	37 (59)	7 (3)	54.5 (73.5)	12 (12)	1 (2)	12.5 (13.0)
鉄鋼	198.0 (255.0)	41 (56)	0 (4)	71 (99)	3 (2)	154.5 (216.0)	1 (1)	0 (1)	26 (21)	0 (0)	28.0 (24.0)	15 (15)	1 (0)	15.5 (15.0)
非鉄金属	97.5 (95.5)	12 (12)	0 (0)	17 (25)	3 (2)	42.5 (50.0)	8 (8)	1 (1)	32 (24)	2 (3)	50.0 (42.5)	5 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)
金属製品	409.5 (372.0)	49 (44)	4 (3)	137 (136)	7 (10)	242.5 (232.0)	13 (15)	0 (0)	106 (91)	0 (2)	132.0 (122.0)	34 (18)	2 (0)	35.0 (18.0)
電気機械	1,606.0 (1,483.0)	516 (487)	5 (5)	374 (352)	13 (8)	1,417.5 (1,335.0)	12 (13)	2 (0)	102 (78)	6 (3)	131.0 (105.5)	57 (42)	1 (1)	57.5 (42.5)
その他機械	7,238.0 (6,937.0)	1,830 (1,767)	26 (26)	2,042 (1,991)	65 (57)	5,760.5 (5,579.5)	121 (118)	3 (5)	910 (846)	12 (7)	1,161.0 (1,090.5)	306 (262)	21 (10)	316.5 (267.0)
その他	551.5 (550.0)	88 (85)	3 (1)	166 (177)	8 (8)	349.0 (352.0)	12 (13)	2 (1)	131 (131)	3 (7)	158.5 (161.5)	43 (35)	2 (3)	44.0 (36.5)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)											③ ①のうち雇用障害 者数が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	3,029 (100.0%)	1,950 (64.4%)	623 (20.6%)	232 (7.7%)	132 (4.4%)	42 (1.4%)	19 (0.6%)	9 (0.3%)	10 (0.3%)	5 (0.2%)	7 (0.2%)	0 (0.0%)	1,781 (58.8%)
50-100人未満	1,421 (100.0%)	1,421 (100.0%)											1,374 (96.7%)
100-300人未満	1,091 (100.0%)	418 (38.3%)	517 (47.4%)	127 (11.6%)	26 (2.4%)	3 (0.3%)							403 (36.9%)
300-500人未満	253 (100.0%)	56 (22.1%)	61 (24.1%)	52 (20.6%)	57 (22.5%)	18 (7.1%)	5 (2.0%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)				3 (1.2%)
500-1,000人未満	179 (100.0%)	39 (21.8%)	32 (17.9%)	39 (21.8%)	37 (20.7%)	14 (7.8%)	8 (4.5%)	2 (1.1%)	5 (2.8%)	1 (0.6%)	2 (1.1%)		1 (0.6%)
1,000人以上	85 (100.0%)	16 (18.8%)	13 (15.3%)	14 (16.5%)	12 (14.1%)	7 (8.2%)	6 (7.1%)	4 (4.7%)	4 (4.7%)	4 (4.7%)	5 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1： ()内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県及び関係機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
愛知県及び関係機関	機関 6 (6)	人 11,973.0 (11,777.0)	人 65 (65)	人 8 (5)	人 165 (168)	人 23 (21)	人 314.5 (313.5)	人 22.5 (29.5)	% 2.63 (2.66)	機関 6 (6)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
愛知県及び関係機関	人 314.5 (313.5)	人 65 (65)	人 8 (5)	人 150 (156)	人 23 (21)	人 299.5 (301.5)	人 20.5 (28.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7 (6)	人 0 (0)	人 7.0 (6.0)	人 1.0 (1.0)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 8.0 (6.0)	人 1.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村及び関係機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短時 間勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者 及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及 び知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分			
市町村計	78 (79)	58,560.0 (58,107.5)	329 (317)	11 (7)	710 (701)	34 (27)	1,396.0 (1,355.5)	108.0 (147.0)	2.38 (2.33)	66 (61)	84.6 (77.2)
市町村	54 (54)	50,775.0 (50,138.0)	283 (268)	10 (7)	611 (606)	32 (26)	1,203.0 (1,162.0)	89.0 (123.0)	2.37 (2.32)	46 (40)	85.2 (74.1)
その他の 関係機関	24 (25)	7,785.0 (7,969.5)	46 (49)	1 (0)	99 (95)	2 (1)	193.0 (193.5)	19.0 (24.0)	2.48 (2.43)	20 (21)	83.3 (84.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
市町村計	1,396.0 (1,355.5)	323 (313)	11 (7)	575 (580)	28 (22)	1,246.0 (1,224.0)	86.0 (133.0)	6 (4)	0 (0)	59 (55)	3 (2)	72.5 (64.0)	12.5 (10.0)	76 (66)	3 (3)	77.5 (67.5)	9.5 (4.0)
市町村	1,203.0 (1,162.0)	278 (264)	10 (7)	497 (503)	26 (21)	1,076.0 (1,048.5)	75.0 (115.0)	5 (4)	0 (0)	45 (42)	3 (2)	56.5 (51.0)	5.5 (4.0)	69 (61)	3 (3)	70.5 (62.5)	8.5 (4.0)
その他の 関係機関	193.0 (193.5)	45 (49)	1 (0)	78 (77)	2 (1)	170.0 (175.5)	11.0 (18.0)	1 (0)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	16.0 (13.0)	7.0 (6.0)	7 (5)	0 (0)	7.0 (5.0)	1.0 (0.0)

(3) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短時 間勤務職員	C. 重度以外の 身体障害者 及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及 び知的障害 者並びに精 神障害者で ある短時間勤 務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用 分			
愛知県及び 名古屋市 教育委員会	機関 2 (2)	人 40,468.5 (40,290.0)	人 124 (126)	人 12 (9)	人 614 (596)	人 60 (56)	人 904.0 (885.0)	人 142.5 (168.0)	% 2.23 (2.20)	機関 2 (1)	% 100.0 (50.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者 で短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時 間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用 分
愛知県及び 名古屋市 教育委員会	人 904.0 (885.0)	人 124 (126)	人 12 (9)	人 539 (528)	人 59 (54)	人 828.5 (816.0)	人 132.0 (144.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 28 (29)	人 0 (0)	人 28.0 (29.0)	人 2.0 (15.0)	人 47 (39)	人 1 (2)	人 47.5 (40.0)	人 8.5 (9.0)

(詳細表)

3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 11 (11)	人 9,194.0 (9,026.5)	人 59 (63)	人 0 (0)	人 87 (91)	人 7 (6)	人 208.5 (220.0)	人 17.5 (30.5)	% 2.27 (2.44)	法人 7 (10)	% 63.6 (90.9)
特殊法人	5 (5)	1,234.0 (1,232.5)	7 (8)	0 (0)	10 (15)	2 (0)	25.0 (31.0)	2.0 (1.0)	2.03 (2.52)	3 (5)	60.0 (100.0)
大学法人 (国立・公立)	6 (6)	7,960.0 (7,794.0)	52 (55)	0 (0)	77 (76)	5 (6)	183.5 (189.0)	15.5 (29.5)	2.31 (2.42)	4 (5)	66.7 (83.3)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	208.5 (220.0)	42 (44)	0 (0)	43 (51)	5 (5)	129.5 (141.5)	9.0 (12.5)	17 (19)	0 (0)	25 (23)	0 (0)	59.0 (61.0)	4.0 (11.0)	19 (17)	2 (1)	20.0 (17.5)	4.5 (7.0)
特殊法人	25.0 (31.0)	7 (8)	0 (0)	6 (14)	2 (0)	21.0 (30.0)	0.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	4 (1)	0 (0)	4.0 (1.0)	2.0 (0.0)
大学法人 (国立・公立)	183.5 (189.0)	35 (36)	0 (0)	37 (37)	3 (5)	108.5 (111.5)	9.0 (11.5)	17 (19)	0 (0)	25 (23)	0 (0)	59.0 (61.0)	4.0 (11.0)	15 (16)	2 (1)	16.0 (16.5)	2.5 (7.0)

4 各公的機関の状況

(詳細表)

(1)愛知県及び関係機関(法定雇用率2.3% 基礎職員数43.5人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1 愛知県知事部局	9,195.0	244.5	2.66%	0.0	
2 愛知県議会事務局	68.0	1.0	1.47%	0.0	
3 愛知県企業庁	383.0	14.0	3.66%	0.0	
4 愛知県病院事業庁	874.5	20.0	2.29%	0.0	
5 名古屋港管理組合	318.0	8.0	2.52%	0.0	
6 愛知県警察本部	1,134.5	27.0	2.38%	0.0	

(2)市町村及び関係機関(法定雇用率2.3% 基礎職員数43.5人以上)

① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1 名古屋市	14,257.5	344.5	2.42%	0.0	
2 豊橋市	3,138.5	74.0	2.36%	0.0	特例認定あり注4
3 岡崎市	2,800.5	64.0	2.29%	0.0	特例認定あり注4
4 一宮市	1,753.0	39.5	2.25%	0.5	
5 瀬戸市	927.0	26.0	2.80%	0.0	特例認定あり注4
6 半田市	931.0	20.0	2.15%	1.0	特例認定あり注4
7 春日井市	2,318.5	54.0	2.33%	0.0	特例認定あり注4
8 豊川市	1,647.5	38.5	2.34%	0.0	特例認定あり注4
9 津島市	656.0	15.0	2.29%	0.0	特例認定あり注4
10 碧南市	511.0	11.0	2.15%	0.0	
11 刈谷市	752.0	19.0	2.53%	0.0	
12 豊田市	3,066.0	68.0	2.22%	2.0	特例認定あり注4
13 安城市	728.0	18.0	2.47%	0.0	
14 西尾市	1,079.5	24.0	2.22%	0.0	
15 蒲郡市	968.5	24.0	2.48%	0.0	特例認定あり注4
16 犬山市	483.0	16.0	3.31%	0.0	特例認定あり注4
17 常滑市	318.0	7.0	2.20%	0.0	
18 江南市	575.0	14.0	2.43%	0.0	特例認定あり注4
19 小牧市	1,130.0	27.0	2.39%	0.0	特例認定あり注4
20 稲沢市	1,422.5	35.5	2.50%	0.0	特例認定あり注4
21 新城市	563.0	17.0	3.02%	0.0	
22 東海市	633.0	13.5	2.13%	0.5	特例認定あり注4 ※
23 大府市	447.0	12.0	2.68%	0.0	特例認定あり注4
24 知多市	457.5	10.0	2.19%	0.0	
25 知立市	445.0	10.0	2.25%	0.0	特例認定あり注4
26 尾張旭市	470.5	10.5	2.23%	0.0	
27 高浜市	209.5	6.0	2.86%	0.0	
28 岩倉市	293.0	5.0	1.71%	1.0	特例認定あり注4 ※
29 豊明市	521.5	13.0	2.49%	0.0	特例認定あり注4
30 日進市	405.0	10.0	2.47%	0.0	
31 田原市	534.0	12.0	2.25%	0.0	特例認定あり注4
32 愛西市	496.0	14.0	2.82%	0.0	特例認定あり注4
33 清須市	316.0	7.0	2.22%	0.0	
34 北名古屋市	794.0	18.0	2.27%	0.0	特例認定あり注4
35 みよし市	469.0	10.5	2.24%	0.0	特例認定あり注4
36 弥富市	277.0	6.0	2.17%	0.0	特例認定あり注4
37 あま市	551.0	15.0	2.72%	0.0	
38 長久手市	384.0	9.0	2.34%	0.0	
39 東郷町	331.0	7.0	2.11%	0.0	特例認定あり注4

※公表時点において不足が解消している機関

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
40	豊山町	121.0	1.0	0.83%	1.0	
41	大口町	229.5	6.0	2.61%	0.0	特例認定あり注4
42	扶桑町	212.0	4.0	1.89%	0.0	特例認定あり注4
43	大治町	135.0	2.0	1.48%	1.0	
44	蟹江町	168.0	3.0	1.79%	0.0	
45	阿久比町	253.5	5.0	1.97%	0.0	特例認定あり注4
46	東浦町	356.5	10.0	2.81%	0.0	特例認定あり注4
47	南知多町	186.0	4.0	2.15%	0.0	特例認定あり注4
48	美浜町	217.0	6.0	2.76%	0.0	特例認定あり注4
49	武豊町	283.0	7.0	2.47%	0.0	特例認定あり注4
50	幸田町	225.0	4.0	1.78%	1.0	
51	設楽町	111.0	3.0	2.70%	0.0	
52	東栄町	63.0	1.0	1.59%	0.0	
53	豊根村	71.0	1.0	1.41%	0.0	
54	飛島村	83.5	1.5	1.80%	0.0	
1	一宮市教育委員会	191.0	5.0	2.62%	0.0	
2	碧南市教育委員会	92.0	2.0	2.17%	0.0	
3	刈谷市教育委員会	152.0	2.0	1.32%	1.0	
4	安城市教育委員会	111.0	2.0	1.80%	0.0	
5	西尾市教育委員会	107.5	2.0	1.86%	0.0	
6	常滑市教育委員会	45.0	1.0	2.22%	0.0	
7	新城市教育委員会	56.0	2.0	3.57%	0.0	
8	知多市教育委員会	44.5	1.0	2.25%	0.0	
9	尾張旭市教育委員会	71.0	2.0	2.82%	0.0	
10	日進市教育委員会	49.0	3.0	6.12%	0.0	
11	清須市教育委員会	61.5	1.0	1.63%	0.0	
12	あま市教育委員会	136.0	3.0	2.21%	0.0	
1	名古屋市交通局	1,630.0	50.0	3.07%	0.0	
2	名古屋市上下水道局	2,075.0	54.0	2.60%	0.0	
3	一宮市上下水道部	204.5	4.0	1.96%	0.0	
4	一宮市病院事業部	616.5	11.0	1.78%	3.0	※
5	名古屋市病院局	890.0	21.0	2.36%	0.0	
6	常滑市民病院	181.0	3.0	1.66%	1.0	
1	愛知中部水道企業団	104.0	1.0	0.96%	1.0	
2	公立陶生病院組合	509.5	11.0	2.16%	0.0	
3	海部地区環境事務組合	46.0	2.0	4.35%	0.0	
4	北名古屋水道企業団	43.5	2.0	4.60%	0.0	
5	西知多医療厚生組合	315.0	7.0	2.22%	0.0	
6	名古屋市会事務局	53.5	1.0	1.87%	0.0	

※公表時点において不足が解消している機関

(3)法定雇用率2.2%が適用される県教育委員会等(基礎職員数45.5人以上)

	① 機 関 名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備 考
1	愛知県教育委員会	30,244.0	676.0	2.24%	0.0	
2	名古屋市教育委員会	10,224.5	228.0	2.23%	0.0	

(4)特殊法人等(法定雇用率2.3% 基礎労働者数43.5人以上)

	① 機関名	②法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者数	④ 雇用率	⑤ 不足数	備考
1	国立長寿医療研究センター	553.0	12.0	2.17%	0.0	
2	愛知県住宅供給公社	169.5	1.0	0.59%	2.0	
3	愛知県道路公社	61.5	2.0	3.25%	0.0	
4	名古屋高速道路公社	180.0	3.0	1.67%	1.0	
5	名古屋市住宅供給公社	270.0	7.0	2.59%	0.0	
6	愛知県公立大学法人	351.5	6.5	1.85%	1.5	
7	名古屋工業大学	511.5	12.0	2.35%	0.0	
8	名古屋大学	4,695.5	108.0	2.30%	0.0	
9	名古屋市立大学	1,548.5	33.0	2.13%	2.0	
10	豊橋技術科学大学	363.0	11.0	3.03%	0.0	
11	愛知教育大学	490.0	13.0	2.65%	0.0	

注1： ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2： ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3： ⑤欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から③欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、平成27年6月1日現在、本取扱いの認定を受けている機関は下表のとおりである。

県内の地方自治体の特例認定一覧

市町村(A)	みなされることとなる機関(B)		
稲沢市	稲沢市教育委員会		
津島市	津島市教育委員会		
知立市	知立市教育委員会		
江南市	江南市教育委員会		
東郷町	東郷町教育委員会		
瀬戸市	瀬戸市教育委員会		
半田市	半田市教育委員会		
扶桑町	扶桑町教育委員会		
みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業	
豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局	
豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業	
岡崎市	岡崎市教育委員会		
小牧市	小牧市教育委員会		
南知多町	南知多町教育委員会		
蒲郡市	蒲郡市教育委員会		
東海市	東海市教育委員会		
東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局	東浦町議会事務局
田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業	
美浜町	美浜町教育委員会		
豊明市	豊明市教育委員会		
愛西市	愛西市教育委員会		
武豊町	武豊町教育委員会		
大府市	大府市教育委員会		
岩倉市	岩倉市教育委員会		
春日井市	春日井市教育委員会		
阿久比町	阿久比町教育委員会		
大口町	大口町教育委員会		
犬山市	犬山市教育委員会		
豊田市	豊田市教育委員会	豊田市上下水道局	
弥富市	弥富市教育委員会		
北名古屋市	北名古屋市教育委員会	北名古屋市議会事務局	

民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年度	愛知県		全国		法定雇用率 (%)
	雇用障害者数 (カウント人)	実雇用率 (%)	雇用障害者数 (カウント人)	実雇用率 (%)	
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5
S53	8,039	1.22	126,493	1.11	
S54	8,157	1.23	128,493	1.12	
S55	8,427	1.25	135,228	1.13	
S56	9,036	1.30	144,713	1.18	
S57	9,570	1.31	152,603	1.22	
S58	9,743	1.32	155,515	1.23	
S59	10,016	1.33	159,909	1.25	
S60	10,415	1.35	168,276	1.26	
S61	10,732	1.36	170,247	1.26	
S62	11,048	1.37	171,880	1.25	
S63	11,704	1.41	187,115	1.31	1.6
H1	12,608	1.41	195,276	1.32	
H2	13,064	1.42	203,634	1.32	
H3	13,692	1.42	214,814	1.32	
H4	14,337	1.43	229,627	1.36	
H5	14,745	1.46	240,985	1.41	
H6	14,531	1.46	245,348	1.44	
H7	14,688	1.46	247,077	1.45	
H8	14,691	1.47	247,982	1.47	
H9	14,949	1.47	250,030	1.47	
H10	15,034	1.47	251,443	1.48	
H11	15,496	1.49	254,562	1.49	1.8
H12	15,714	1.51	252,836	1.49	
H13	15,796	1.51	252,870	1.49	
H14	15,720	1.49	246,284	1.47	
H15	16,094	1.50	247,093	1.48	
H16	16,859	1.45	257,939	1.46	
H17	17,306	1.43	269,066	1.49	
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52	
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55	
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59	
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63	
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68	
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65	
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69	
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76	
H26	26,243.5	1.74	431,225.5	1.82	
H27	27,892.5	1.81	453,133.5	1.88	
					2.0

S52~
・重度身体障害者をダブルカウント

S63~
・知的障害者を算入

H5~
・重度知的障害者をダブルカウント
・短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者(1人とカウント)を算入

H16~
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H18~
・精神障害者を算入
(短時間労働者である精神障害者については0.5人加計)

H23~
・重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5加計)を算入
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H25~
・法定雇用率2.0%